

平成31年2月定例県議会の概要について

概 要

「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

吉村 洋 議員

◇文化財の保存と観光資源としての活用について

・文化財保護法の一部改正を踏まえて、文化財の保存と活用について、どのように取り組む考えか、伺いたい。

(教育長答弁)

今般の文化財保護法の改正につきましては、過疎化や少子高齢化を背景に、文化財の消失の防止などが喫緊の課題となる中、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められていることから、地域における文化財の計画的な保存と活用の促進を目的として、改正されました。

この法改正の主な柱の一つとして、都道府県は、文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針や、防災対策、災害発生時の対応のほか、市町への支援のあり方などを定めた「文化財保存活用大綱」を策定できること、また、市町は都道府県の大綱を参照しながら、文化財の保存と活用に関する基本的なアクション・プランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定できることが盛り込まれております。

県教育委員会といたしましては、本県の「文化財保存活用大綱」について、平成31年度から着手し、概ね2ヵ年かけて策定したいと考えており、文化観光国際部をはじめ、土木部や危機管理監など、関係部局の各所管課を構成員とする協議会を設置して、検討を進めてまいりたいと考えております。